

令和 7 年 7 月 2 5 日
自 動 車 交 通 部

タクシー運賃改定実施に伴う労働条件の改善状況の調査結果について
(旧新潟県 A 地区及び旧新潟県 B 地区)

新潟県内において、令和 4 ～ 5 年にタクシーの運賃改定を実施したところ、一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会よりタクシー運賃改定後の運転者の労働条件の改善状況が公表されましたが、一定の改善状況に達していないと認められる事業者を対象に調査を実施しましたので、別紙のとおりお知らせします。

なお、本調査により、運賃改定の趣旨を逸脱し運転者の労働条件の改善措置を講じる必要があるとして指導に至る事業者は確認されませんでした。

【旧新潟県 A 地区】

運賃改定日：令和 4 年 9 月 2 4 日

運賃改定率：1 0 . 5 9 %

協会公表日：令和 6 年 8 月 1 6 日

【旧新潟県 B 地区】

運賃改定日：令和 5 年 1 0 月 2 5 日

運賃改定率：1 0 . 1 9 %

協会公表日：令和 6 年 8 月 1 6 日

【お問合せ】

旅客課 近藤

電話 0 2 5 - 2 8 5 - 9 1 5 4

タクシーの運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果

1. 調査の概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる「①改定による賃金改善率0%未満の事業者（一般運転者一人平均）」、「②営業収入に占める賃金支給率が2%以上減少した事業者（全運転者）」を対象に調査を行いました。

2. 調査対象事業者数

	運賃改定 事業者数	①に該当 ・・・a	②に該当 ・・・b	①及び② に該当 ・・・c	調査対象 事業者数 ・・・ a + b - c
旧新潟県A地区	22社	3社	12社	3社	12社
旧新潟県B地区	81社	8社	22社	4社	26社

※調査対象事業者とは、運賃改定事業者のうち1. ①または②に該当するものとなります。

※運賃改定事業者には一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会へ非加盟の者も含まれます。

3. 調査結果

【旧新潟県A地区】

調査対象事業者12社に対し調査を実施したところ、以下の理由が確認されましたが、改善を講じる必要があるとして指導を行うには至りませんでした。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、営業収入が減少する中で最低賃金を下回らないように支給を行っていた。
- ・年齢によって賃金水準に差を設けており、ベテラン乗務員が退職したり、新人乗務員を採用したことで一時的に支給率が悪化したもの。
- ・固定給により支給を行っており、営業収入の増加が反映されなかったため。

【旧新潟県B地区】

調査対象事業者26社に対し調査を実施したところ、以下の理由が確認されましたが、改善を講じる必要があるとして指導を行うには至りませんでした。

- ・労働時間の短縮により足切り額に達しないことが発生していたため。
- ・賃金の引き下げは労使合意の上で実施したものであった。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、営業収入が減少したまま戻らない。
- ・年齢によって賃金水準に差を設けており、ベテラン乗務員が退職したり、新人乗務員を採用したことで一時的に支給率が悪化したもの。
- ・固定給により支給を行っており、営業収入の増加が反映されなかったため。